

第六章 グローバル・ガバナンスと中国 —胡錦濤時代と国際公共財のガバナンス—

太田宏

1. グローバル・ガバナンスと中国

(1) グローバル・ガバナンスとは

グローバル・ガバナンスという概念は、国際関係論という学問分野や実際の国際政治の舞台において、1990年代後半に使用されるようになって現在に至る。例えば、世界の26人の識者からなるグローバル・ガバナンス委員会は、21世紀への最重要課題を見据えて、冷戦後の新しい世界秩序形成のためのガバナンス改革を *Global Neighborhood* という報告書を通して提言した¹。また、1995年には、*Global Governance* というタイトルの学術誌も登場した²。地域紛争、越境する環境汚染や地球規模の環境問題、国際通貨危機など、グローバルな相互依存関係の広がりとともに起こるその他多くの問題に対処するために、*Governance without Government* という本のタイトルに含意されるような、非階層型の政策調整や非政府アクターの公共政策の立案や実施への参加の重要性を強調する議論も活発に行われるようになった³。また、インターネット検索によれば、1997年時点で、グローバル・ガバナンスへの言及はわずか3418件であったが、2004年初めには9万件以上になり、2010年末には1200万件以上のウェブサイトが「グローバル・ガバナンス」に言及するようになった⁴。

にもかかわらず、あるいはむしろあまりに頻繁に多様な状況で使用されているので、グローバル・ガバナンスという概念の定義は定まっていない。単純に、国際的に合意された原則・規範・規則そして意思決定手続きのセット（条約や議定書など）からなる国家中心の国際レジーム (*international regime*) と、非政府アクターによってつくられた国際基準 (ISO1401 や認証ラベル) 等の民間主導の国家の枠組みを超えたレジーム (*transnational regime*) を含めて、グローバル・ガバナンスとみなすという形式的かつ実際的な見方がある⁵。そのガバナンスの内容として、前述のグローバル・ガバナンス委員会の報告書の定義によれば、「個人や機関、公・私が共通の事柄の管理に携わる多くの方法の総体がガバナンス」であり、意思決定過程は、民主的な原則である透明性の確保、説明責任の明確化、利害関係者との間の十分な協議や実質的な参加を保障されたもので、「対立するあるいは多様な利害が調整されて協調的な行動が取られる継続的なプロセス」でもあり、強制的に遵守を義務づける公式の取り決めもあれば非公式のものもある、ということである⁶。いずれにせよ、

政府そして非政府アクターが民主的な原則・規則・手続きに則り、公式・非公式のフォーラムや制度内での利害調整を通して、国際的あるいは地球規模の課題に取り組んでいく不断のプロセスの総体が、グローバル・ガバナンスということになる。

(2) 中国と国際公共財のガバナンス

本稿の課題は、胡錦濤時代の中国が、グローバル・ガバナンスにどのように関与してきたのかを問うことにある。ここで問題になるのが、グローバル・ガバナンスの対象である。前節ですでに触れたように、その対象は国際的あるいは地球規模の問題、すなわち、国際安全保障、国際経済秩序、成層圏のオゾン層、安定した地球気候などの国際公共財の提供あるいはその維持・管理（ガバナンス）に関与することである。はたして胡錦濤時代の中国は国際公共財のガバナンスにどこまで、あるいはどのように関与してきたのか。集合行為の問題であるフリーライダーになっているようなことはないのだろうか⁷。この問いに答えるために、本稿では国際経済秩序と国際安全保障問題と中国の役割について概観した上で、気候変動問題に焦点を絞って、胡錦濤時代以前と同時代の中国がこの問題にどのように対応してきたか、ということの詳細に考察する。

気候変動問題のような地球規模の問題に対処するためには、国際的な協力は不可欠である。気候変動そのものが地球規模に影響を与えるのみならず、一国あるいは数カ国の温室効果ガス排出削減努力のみでは気候変動を緩和できないからである。同時に、二国のみで世界の二酸化炭素（以下、CO₂）排出の40%以上を占める中国やアメリカのような世界第一、第二の温室効果ガス排出国が排出削減努力を怠れば（フリーライドすれば）、気候変動は進行するのみならず、他国も追随することになる。そして、多くの国が自国の経済発展を最優先して大量の温室効果ガスを排出していて、過去80万年では前例のないレベルまで大気中のCO₂の濃度が上昇しているばかりでなく、1500万年前の中新世レベルに近づいていて、地球上のすべての国が未曾有の被害を受ける危険性が高まっている⁸。まさに、「共有地の悲劇」である⁹。気候変動問題解決のためにはグローバル・ガバナンスが要請されているし、中国もこの問題に向き合わないと共倒れしてしまう。

自国の輸出品が世界市場を席卷している現在の中国は、1980年代のかつての日本がそうであったように¹⁰、アメリカ経済版「封じ込め政策」の対象としてその脅威を強調する議論もあるが、こうした見方は短絡的であろう。また、国際関係論の一学派である現実主義者のように、国際関係の分析の大前提として国家を統一された単一の行為主体として見る見方も、現在のようにグローバル化が拡大かつ深化している状況においては、あまり有効な前提ではない。しかし、そうかと言って、国家の衰退あるいは国家の退場の議論にも与

しえない。ソマリアのような「破綻国家」を引き合いに出すまでもなく、防衛・外交・社会福祉サービス等の提供に関して、国あるいは政府の役割は依然として重要である。したがって、地球規模の問題に対してグローバル・ガバナンスが要請されている現代の国際社会を分析するためには、アン＝マリー・スローター（Anne-Marie Slaughter）が提唱しているように、国をいくつかの構成要素に分けて（disaggregate）分析する必要がある。彼女の研究によれば、官僚、裁判官、政治家らは各々の専門分野に関してグローバルな横のつながり（horizontal network）を形成して（主要国サミットの G7 や G20 など）、お互いの情報交換や学習を通して、また、時には超国家機関を形成して（ヨーロッパ人権裁判所や国際刑事裁判所など）、各国政府との縦のつながり（vertical network）を介して国際的な取り決めの実施をより確実なものにしている。つまり、グローバル・ガバナンスを実践しているのである¹¹。もちろん、共産党、国家、人民解放軍の三位一体によって、国家統治のための「超安定化メカニズム」¹²を強固に形成してきている中国に対して、グローバル・ガバナンスに必要な縦のつながりはあまり期待できないかもしれないが、少なくとも、横のつながりには限定的に関与していることは、本稿で主に取り上げる国際経済秩序、国際安全保障体制、気候変動問題でも認められる。

以上、「グローバル・ガバナンスと中国」というテーマについての本稿の見方・考え方を整理したが、これを踏まえつつ以下では、国際社会における新興国中国の行動パターン分析の枠組みを提示した上で、可能な限り胡錦濤時代における中国のグローバル・ガバナンス関与の事例に当てはめて考察する。

2. 既存の国際制度と新興国中国の関わり¹³

胡錦濤時代が始まった 2003 年に、新興経済国あるいは新興国グループのブラジル、ロシア、インドそして中国からなる BRICs の世界経済に与える影響についてのゴールドマン・サックスのレポートが世に出た¹⁴。経済成長著しい新興国中国の国際社会での行動パターンは、問題領域において異なるが、大きく三つに分けられる。すなわち、既存の国際制度を支持する中国、条件闘争的な（機会主義的）行動を取る中国、拒否国となる中国、という行動パターンである。本節では経済のグローバル化と新興国中国ならびに国連を中心とした集団安全保障体制と中国の関与方針を概観し、次節では気候変動問題を中心に機会主義的な中国の行動パターンを詳細に跡づけることにする。

(1) グローバル経済ガバナンスと中国

中国が既存の国際制度を支持する国の行動パターンをとるのは、2001 年に中国が世界貿

易機関（WTO）加盟国になって以来、特に、経済のグローバル化から恩恵を得られる状況になってから顕著である。貿易と直接投資を通して、中国は先進工業国との経済連携を深めるとともに、国際的な競争に打ち勝つために技術革新や生産性の向上をはかり、安い労働力という比較優位要因を生かして、輸出を増大させて外貨を獲得し、それが所得の上昇と設備投資に振り向けられ、さらに消費と生産の拡大を導く。まさに、経済の好循環を生み出してきた。その結果、貿易収支の大幅黒字のみならず、2011年時点で、世界に占める中国の主要工業製品の生産量は、まさに「世界の工場」と言われるのに相応しい状況である（粗鋼（44%）、コンクリート（60%）、工作機械（43%）、コンピューター（68%）、テレビ（50%）、冷蔵庫（65%）、クーラー（80%）、携帯電話（70%）、洗濯機（44%）、電子レンジ（70%）など）¹⁵。

また、中国は他の新興国とともに、拡大先進国首脳会議にも積極的に参加し、その発言力を増している。1999年より20カ国・地域財務大臣・中央銀行総裁会議（G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: G20）が、さらに、2008年9月のアメリカの投資銀行のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発したリーマン・ショック後、同年11月にワシントンD.C.で第1回の金融・世界経済に関する首脳会合〔通称20カ国・地域首脳会合（G20 Summit）〕が開催されるようになった。中国は、ロシアやブラジルとともに、第1回のG20 Summitや2011年4月のBRICs会議などで、国際通貨システムの改革や特別引き出し権（SDR）の活用、自国通貨建て決済の拡大を打ち出している。事実、中国はすでに2009年7月に香港、マカオ、ASEANとの間で元建ての貿易決済を始めて、元の国際化への一歩を踏み出している。また、2011年8月のアメリカの格付け会社のスタンダード&プアーズ社（S&P）がアメリカ国債の格下げを行ったことは、世界最大の債権国である中国にとって非常な不安材料となり、日本の国債への投資を増大させて外貨準備の多元化をはかっている。しかし、和田が指摘するように¹⁶、日本、台湾、韓国のように、貿易収支の黒字のために輸出競争力の維持を必要とする中国は、自国通貨元安・ドル高の方が好都合であり、経常収支のドル建てとアメリカ債務の下支えが自国の利益となっている。中国とアメリカとの間の非常にいびつな相互依存関係が、中国が元の切り上げと国際化に大きく舵をきれない理由となり、時には機会主義国としての中国あるいはアメリカやEUの元の切り上げ要求に抵抗する中国といった行動パターンを取らざるを得ない。要は、中国が輸出依存型の経済成長から内需依存型の経済成長路線へ大きくシフトしない限り、元の切り上げをめぐる中国の抵抗は当面続くということだろう。

(2) 国連を中心とした集団安全保障体制への中国の関与

グローバル・ガバナンスが要請される問題領域に関して、中国が拒否国の行動パターンをとる可能性の高い分野の一つは、国際安全保障問題である。特に、武力行使を伴うあるいはその可能性のある人道的介入に対してはこれまで、国連安保理において拒否権の行使、拒否権行使の示唆、あるいは慎重な対応を求めての棄権、といった態度を取ってきた。

国際安全保障問題に関して中国が拒否国の行動をとったのは、例えば、ユーゴスラビア自治州のコソボのアルバニア系民族の分離独立に関係する問題である。1990年代半ば以降、スロボダン・ミロシェビッチ大統領政権下のユーゴによるアルバニア人「大量虐殺」をやめさせるために、大西洋条約機構（NATO）は「人道的」武力介入の機会を模索した¹⁷。しかし、国連安保理は、中国とロシアの反対のため、1998年に即時停戦と非人道的な行動を禁止する決議を採択するにとどまった。最終的には、セルビアが和平案であるランブイエ協定にある「ユーゴ全土での NATO 軍の展開」（付属書 B）を拒否したのを受け¹⁸、安保理の授權なしに、1999年3月、NATO 軍は人道的介入を名目にセルビアとコソボへの空爆を挙行し、同年6月ミロシェビッチ大統領との和平にこぎつけた。これを受けて、直ちに民生部門に限定した国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）が設置された。

日本の中国の軍事・外交問題専門家は、NATO のユーゴスラビア空爆が、人道的介入に関する中国の方針を明確化させた、と指摘している¹⁹。その契機となったのが、2000年9月に開催された国連安保理首脳会議における江沢民の演説である、と言われている。同会議において江沢民は、国際社会の喫緊の課題は国際平和と安全を維持することであるが（NATO のユーゴ空爆を念頭に）、「人道主義を名目に他国の内政に干渉し、武力を行使することは」国連憲章違反であり、国際の平和と安全保障の主な担い手はあくまでも国連安保理であり、その手段は「国家主権の尊重、内政不干渉、当事者の同意、中立、自衛以外の武力使用の禁止」を原則とする国連平和維持活動（PKO）であると強調した²⁰。

この原則は、胡錦濤時代にも引き継がれてきたと言える。2011年3月に可決されたリビアに対する「文民保護のための」武力行使を認めた国連安保理決議 1973 には、中国はロシアとともに棄権したが、拒否はしなかった（15カ国のうち賛成 10カ国、棄権 5カ国）。しかし、この決議が NATO によって拡大解釈され、カダフィ政権が崩壊するまで軍事行動が続けられた、という認識が、安保理の一部の非常任理事国（インド、ブラジル、南アフリカ）の間に広まっていた²¹。2011年10月5日開催の国連安保理では、シリアに経済制裁を科すための決議に対して、中国はロシアとともに拒否権を行使した。国連安全保障理事会は、2012年2月4日、シリアのアサド大統領に退陣を求める欧米やアラブ諸国が共同で提出した決議案を採択したが、ロシアと中国は拒否権を行使して決議案を再び否決した²²。

以上の例は、中国の拒否国としての行動パターンを示すものである。しかし、その同じ中国は、江沢民時代の終わりから胡錦濤時代にかけて、国連 PKO 活動に積極的に参加するようになってきている。

まず、2001年に国防部に平和維持弁公室を設置して、要員派遣に必要な軍内部の調整・管理の統合をはかった。次いで翌年、中国は、国連待機制度（UNSAS）に参加して、国連 PKO 参加可能要員を国連事務局に登録した。2003年には、PKO ミッション要員訓練のために、国防部に平和維持センターの設置を決定し、同センターは2009年に業務を開始している。この間、2003年の国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）への人民解放軍部隊218名派遣を手始めに、2012年7月現在、12の国連 PKO ミッションに合計1925人の中国人 PKO 要員を派遣している。この時点までに中国が派遣した国連 PKO 要員は、国連安保理常任理事国のなかで最も多く、累計1万4000人以上である²³。2004年、陳健国連事務次長は、中国の PKO 要員の専門性と規律の良さとともに、その積極的な国連 PKO 参加を高く評価して、「世界平和と地域の安定の維持において中国が果たす役割に国連は大きな期待を寄せて」いる、と『人民日報』のインタビューに答えて述べている²⁴。世界の平和の維持と安全保障の範疇に入る国連 PKO においては、中国は国際貢献あるいは大国としての責任という観点から積極的に既存の制度を支持している²⁵、と言える。換言すれば、この分野では中国はグローバル・ガバナンスに積極的に関与していると言える²⁶。

ここまで、既存の国際制度を支持する中国と拒否する中国の行動パターンを主にみてきたが、次節では機会主義的な中国の行動パターンを、気候変動問題に対する中国の対応に焦点を絞って詳しく跡づけてみる。

3. 地球環境ガバナンスと中国—気候変動問題を中心に

国際的あるいは地球規模の環境問題のガバナンスについて、各国をその行動パターンから指導国（lead state）、支持国（support state）、決定を左右する国（swing state）（あるいは機会主義的な国）、拒否国（veto state）に分類する見方があるが²⁷、気候変動問題（そして成層圏のオゾン層破壊問題）に関する限り、中国の行動パターンは概ね機会主義国のそれであるが、近年、支持国のような行動パターンを取るよう側面もないとは言えない。指導国は、国際的な環境問題の科学的知識を提供するとともに国際政策課題として当該環境問題に対する国際社会の関心を喚起し、国連環境計画（UNEP）などを通して科学者の会議の開催や国際協定締結に向けての交渉を先導するような国である。例えば、酸性雨の被害国であったスウェーデンは、支持国的な行動をとったノルウェーとともに、この問題を国際課題に押し上げる努力を繰り返し、1972年、国連人間環境会議（UNCHE）のストッ

クホルム開催を実現させた。拒否国に関しては、2001年、気候変動レジームの中核をなす京都議定書の批准を拒否したアメリカの行動を引き合いに出すことができる。

少し説明を要するのは、決定を左右する国（swing state）あるいは機会主義的な国の行動パターンである。ここで予め確認しておきたいことは、“swing state”は国際的協力そのものを拒否あるいはその努力の必要性を否定する国ではなく、自国にとって規制等の受け入れ条件が良くなれば規制を受け入れる、という態度をとる国を意味している。こうした国の行動パターンを理解するためには、成層圏のオゾン層保護レジームへの中国やインドなどの対応が好例である。成層圏とは、地表から概ね10～12キロメートルから50キロメートルの間の大気のことを指し、そこに存在するオゾン（O₃）層は、微量ながら太陽からの有害な（白内障や皮膚がんなどを引き起こす）紫外線を遮蔽している。成層圏のオゾン層破壊問題とは、人間がこれまで開発した最も安全で安定した合成化学物質（無色、無臭、不燃、不活性）のフロンガス（正式にはクロロフルオロカーボン類: CFCs）²⁸などが、大気中に放出されると、安定しているが故に成層圏まで到達してオゾン層を破壊する、という地球規模の問題である。この問題に対して、先進工業国がリードする形で、1985年にオゾン層保護のためのウィーン条約が採択され、その2年後の1987年、より規制内容の厳しいオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書が採択された²⁹。先進工業国には、1990年代の末までにフロンガス等の生産と消費全廃などの規制が導入されたが、規制を受けることを拒否している中国やインド等、今後フロンガスなどのオゾン層破壊物質の生産と消費の増大が見込まれる途上国に対する規制をどうするか、ということが問題となった。先進工業国は将来的に途上国も規制の対象にしないとこの地球規模の問題は解決できないので、途上国の参加が不可欠という立場であった。他方、途上国には代替フロン開発のための費用と技術の欠如という問題があった。そこで、1990年ロンドンで開催のモントリオール議定書締約国会合で、アルゼンチン、中国、インド、インドネシアなどの途上国が、代替フロン開発の資金と技術の提供があれば将来的に規制を受け入れるという条件を提示し、交渉の結果、モントリオール議定書の実施のために多国間基金が設立されることになり、途上国も10年間の執行猶予期間を経て規制を受け入れることになった。ちなみに、1991年から2011年の間に、148カ国の4600以上のプロジェクトのため多国間基金から230億ドルが拠出されている³⁰。

以上のオゾン層問題の例を踏まえ、中国の気候変動レジームに対する機会主義的な行動パターンとはどのようなもので、どのような要因が働いているのだろうか、という本論の主題に戻ろう。

(1) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) および京都議定書と中国の対応： 胡錦濤政権以前

a. UNFCCC の交渉過程期における中国の対応

気候変動問題についての国際的な審議は、1985年オーストリアのフィラハで開催された国際的な科学的協議に始まり、88年6月のトロント G7 を経て国際政治課題にのぼった。その後の動きは早く、同年11月に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) によって、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が設置され、地球温暖化に関する科学的、社会経済的影響評価、気候変動緩和政策などについて90年8月には中間報告を発表している。その後、途上国の要請を受けて、UNEP と WMO がイニシアティブを取っていた交渉を、途上国が数で優位を誇る国連総会の影響下での交渉に移すことになり、90年12月に気候変動枠組条約に関する政府間交渉委員会 (INC) を通して条約交渉が行われるようになった³¹。92年5月までに実質6回の会合を重ねて条約作成作業が完了した。

中国は当初、人為的な温室効果ガスの排出と気候変動との間の因果関係等、その科学的な不確実性を根拠に UNFCCC 交渉に後ろ向きであった。いわば、傍観者的な立場にあったが、条約交渉が進むにつれ途上国のコーカスである「グループ 77 (G77) プラス中国」のリーダー的役割を果たすようになった。インドとともに途上国を代表する中国の最大の関心事は衡平性と開発である。ことに中国は、リオ宣言にも謳われた「共通だが差異のある責任」原則³²を強く主張して、途上国からの支持と賞賛を得た³³。中国やインドによれば、人為的な温室効果ガス排出による急速な地球温暖化とそれに起因する気候変動問題は、先進工業国による産業革命以来の温室効果ガスの排出とエネルギー多消費の生活に起因するので、気候変動緩和のために先進国が主要な責任を負うべきである (歴史的責任論)³⁴。また、途上国が温室効果ガス削減義務を負う必要がないという議論の拠り所として、中国を始め途上国の一人当たりの温室効果ガス排出量は、先進国のそれに比べて格段に少ない事実に基づいている (衡平性の議論)。したがって、もし途上国が何らかの削減義務を負う時は、オゾン層保護レジームの交渉の時と同様に、財政及び技術支援が得られる場合のみであり、途上国の自国の自然資源の利用についての開発主権が侵害されてはならない (開発主権論)³⁵、という主張になる。こうした議論が、今や 120 カ国以上の途上国からなる「グループ 77 (G77) プラス中国」の統一見解として、UNFCCC および京都議定書交渉を通して一貫して堅持された³⁶。

財政および技術支援を前提としたものであったが、中国の地球環境問題に対する国際的協力への支持表明は、環境 NGO やヨーロッパ諸国にも歓迎された。1989年の天安門事件以来の国際的批判によって外交的に孤立していた中国にとって、環境保護という国際的規

範に敬意を表することによって自国に対する負のイメージを多少なりとも払拭できたことは³⁷、中国にとっても外交的得点につながった。

1992年6月ブラジルのリオで開催の国連環境開発会議（地球サミット）で国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は調印に付され、その2年後の94年に発効した。それを受けて95年にベルリンで開催された第1回締約国会議（COP1）から議定書制定交渉が始まった。この会議で採択された「ベルリン・マンデート」は、「共通だが差異のある責任」原則に基づいて、交渉予定の議定書においては途上国の温室効果ガス削減義務を問わないことが約された。

b. 京都議定書交渉過程期における中国の対応

1995年のCOP1から始まって、2005年に京都議定書が発効するまでの長期の交渉過程においても、中国は、上述の途上国の原則的な立場を堅持しつつ、先進工業国との条件闘争を行うという機会主義的な行動パターンを示した。この間の中国の外交政策は以下の二つの課題に焦点を定めていた。第一に、先進工業国の国際的排出量取引メカニズムをどのように容認するのか、第二に、途上国が具体的な温室効果ガス排出削減義務を負うように強いられることを妨げる、ことであった³⁸。97年の京都会議（COP3）に際して、中国代表団を率いた陳耀邦は、中国が「中所得国」にならない限り断固として削減義務を負うことに反対であり、削減義務を負うべき先進工業国間の排出量取引（emission trading: ET）や共同実施（joint implementation: JI）という柔軟メカニズム（あるいは京都メカニズム）についても、自国での削減努力を回避することを許してしまう、として反対した³⁹。こうした議論は、小島嶼諸国や環境NGOに支持された。京都会議は柔軟メカニズム問題で紛糾したが、最終的には、こうしたメカニズムの利用は、国内の削減政策の補足的な利用に限定される、ということで採決されることになった⁴⁰。

中国が先進工業国間の柔軟メカニズム反対の姿勢を変えていくのは、ブラジル提案をもとに成立した、途上国と先進国との協力で温室効果ガス削減を目指すクリーン開発メカニズム（CDM:後述）が、自国にとって利益になることに気づくようになってからである。中国は2000年に、気候変動交渉において「後悔しない」（“no regrets”）政策を導入することにした。すなわち、経済発展に悪影響を与えない限り、ある程度の具体的な削減義務を負う、というものである⁴¹。2000年以降、中国はアジア開発銀行や他の多国間基金からの援助を利用して、CDMプロジェクトを始めるようになった。

また、中国は「責任ある大国」としてのイメージを間接的に高めることにもなった。当時世界最大の温室効果ガス排出国であったアメリカのジョージ・W. ブッシュ（George

Waaker Bush) 大統領は、2001年3月に京都議定書を批准しないと宣言した。その主な拒否の理由は、京都議定書は他の大排出国である中国などに対して削減義務を課さない不十分なものであるばかりか、削減義務はアメリカ経済に悪影響を与える、ということであった。それに対して、中国は、2002年に、EUや日本とともに京都議定書を批准し、議定書の05年の発効に寄与した。中国は途上国のリーダーとしての信頼を勝ち得ていることに加えて、EUや日本など工業国との関係強化をはかることもできたのであった。

以上のように、UNFCCCと京都議定書の交渉において、中国は、自国ならびにその他多くの途上国の気候レジーム参加の条件として、「共通だが差異のある責任」原則、財政ならびに技術的支援、クリーン開発メカニズム制度を国際条約に導入することに成功したのみならず、途上国ならびに多くの先進工業国からの信頼と敬意をも獲得することができた。

(2) 京都議定書以後の国際交渉における中国の対応：胡錦濤時代

京都議定書第一約束期間（2008-12年）以降の国際協力枠組み作りは、気候変動枠組条約（UNFCCC）の締約国会議（COP）と京都議定書の締約国会合（CMP）という二つのトラックで行われるようになり、国連を中心とした国際交渉（国連プロセス）自体が複雑なものになった。UNFCCC下での次期枠組み交渉に関しては、まず、2005年モントリオールで開催されたCOP11において、「気候変動に対応するための長期的協力行動に関する対話」が設置され、06年から07年にかけて4回の対話が開催された。その主旨は、京都議定書を批准していない米国も含めたすべての条約締約国が参加して、条約の目的である地球気候の安定のための長期的協力に関する対話を行うものであったが、国際交渉に直接関係する議論はできなかった。そこで、「UNFCCCに基づく長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ」（AWG-LCA）が設置され、次期枠組み作りのための正式な交渉の場として09年までに作業をまとめることになった。

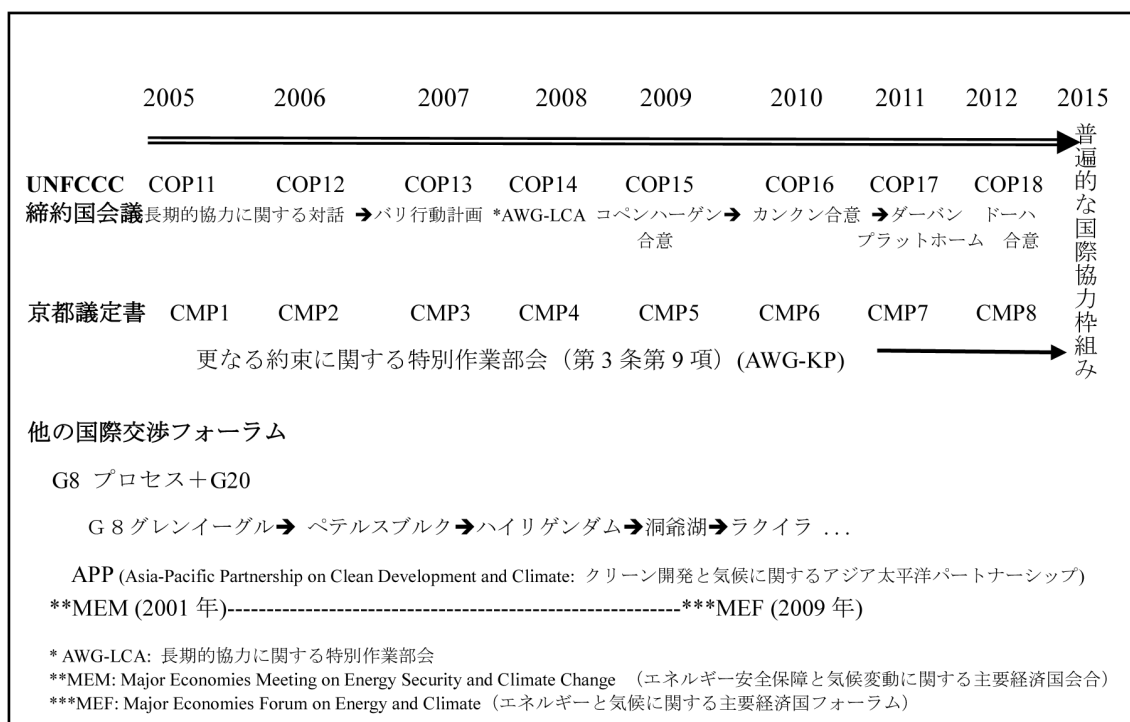
また、2005年の京都議定書第1回締約国会合（CMP1）では、議定書の第3条9項の規定に基づいて、UNFCCC附属書I国（先進工業国）による13年以降の取り組みについて検討を始める、という合意が形成された。この合意を受けて、06年に「京都議定書に基づく気候変動枠組条約附属書I国（先進工業国）の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ」（AWG-KP）という特別作業部会が設置された。このAWG-KPでは、13年以降の枠組みにおける附属書I国の対策が議論の対象であるが、京都議定書を批准していない米国は実質的議論に参加できなかった上に、京都議定書では削減義務を負っていない非附属書I国（発展途上国）の対策についての議論もできないことになっていた。

以上がUNFCCCと京都議定書に基づく国連プロセスである。これらの枠組みを強く支持

しているのが、小島嶼国、多くの発展途上国そしてヨーロッパ連合（EU）である。特にEUは、域内の排出量取引制度（EU/ETS）導入や2020年までの中期目標を設定するなど、同問題について国際的なリーダーシップを発揮している。

これに対して2001年に京都議定書の枠組みから離脱した米国のG・W・ブッシュ政権は、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」（APP）や「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合」（MEM）の開催を主導して、気候変動問題に関する国際的な動きをけん制した。しかし、バラク・オバマ（Barack Obama）新政権になった米国は、MEMに代わって、09年3月に「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」（MEF）を立ち上げた⁴²。さらに、主要先進国首脳会議（サミット）も重要な国際交渉の場である。ことに05年のグレンイーグルのG8サミット以降、「気候変動、クリーン・エネルギー及び持続可能な開発に関する対話」（G20対話）が開催されるようになり、G8諸国とそれ以外の主要国による交渉のプロセスが新たに加わった。このように、京都議定書の約束期間以降、つまり13年以降の国際協力体制作りは非常に複雑なものになっている。以上のプロセスをまとめたのが、図1（多様な国際交渉プロセス）である。

図1 多様な国際交渉プロセス



国際社会の関心が、すべての国あるいは途上国も含めた主要排出国が削減義務を負う新たな国際的枠組作成交渉に移るにしたがって、胡錦濤政権は次第に機会主義的行動をとり

づらくなるばかりか、かえって責任を追及されるようになり、時には国際協調体制形成の大きな障害とみなされるようになってきた。2007年4月、国際エネルギー機関（IEA）の高官によれば、中国は早ければ同年中に世界最大のCO₂排出国になると予想され、そのことが国際世論に与える影響を、中国政府は警戒し出した。こうしたことが伏線となり、2007年5月にバンコクで開催されたIPCC会合で、国際的な炭素税導入議論に中国は強く反対した⁴³。また、世界的に象徴的な目標になりつつあった、2050年までの地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°C以下に抑える、というEU内の長期目標について⁴⁴、中国は科学的根拠がないと冷淡に拒否した⁴⁵。

以上のような国際社会の中国に対する風向きの変化に呼応すべく、2007年6月、国家発展改革委員会（NDRC）は「国家気候変動計画」を策定し、2010年までにGDP単位当たりのエネルギー消費量を20%削減する計画を発表した⁴⁶。2007年12月のバリ会議（COP13）において中・長期削減目標設定交渉が本格的に開始されたが、中国は「共通だが差異のある責任」原則を盾に、自国を含む途上国に対する法的拘束力のある削減目標受け入れを拒否した。その代わりに、中国の責任の取り方として上記のGDP単位当たりのエネルギー消費量の削減という炭素強度（低減）目標を設定して国際社会の矛先をかわそうと試みるようになった。

しかし、世界最大のCO₂排出国となった中国に対する国際社会の監視の目はさらに厳しくなった。世界貿易機関（WTO）加盟後の中国は、先進工業国からの直接投資が増えるに従って、軽工業から重化学工業中心の産業構造への転換が急速に起こり、ついに「世界の工場」へと発展していくとともに、1980-2000年間のエネルギー消費一単位当たりのCO₂の排出量（carbon intensity: 炭素強度）より2002-05年間の炭素強度が高くなっていて、つまり単位当たりのCO₂排出量が多くなっていった⁴⁷。アメリカのエネルギー省の国立オークリッジ研究所の計測によれば、2007年時点で中国の化石燃料燃焼起源のCO₂排出量はすでに世界一になっていた⁴⁸。こうした状況を受け、アメリカと同様に中国に対しても、国際世論は実質的な温室効果ガス排出削減を求め始めた。

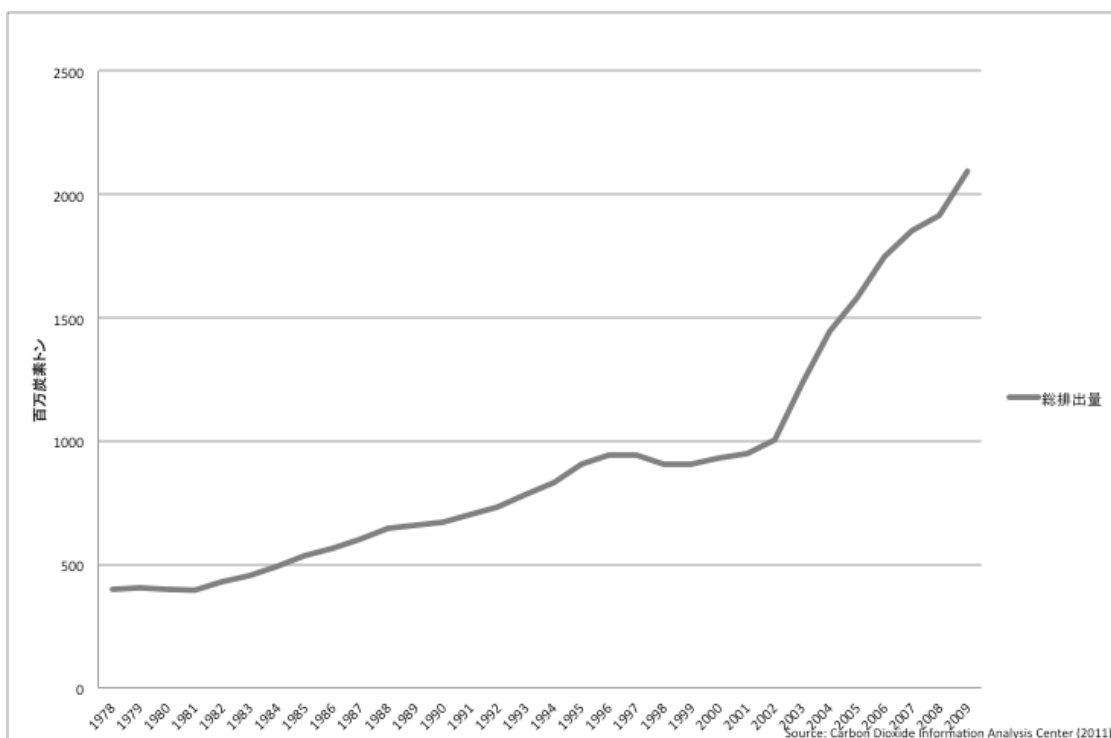
2007年開催のCOP13で採択された「バリ行動計画」では、09年（COP15）のコペンハーゲン会議で、京都議定書の第一約束期間（2008-12年）以降の中・長期削減目標を設定した新たな国際合意を形成することになっていたが、「共通だが差異のある責任」原則をめぐる先進工業国と途上国間の攻防の決着はつかず、合意形成に失敗した。中・長期削減目標に関して、アメリカはCOP15に向けて、2020年までに2005年比17%削減（25年に-30%、30年に-42%）、2050年までに同年比83%削減という計画を発表していた。中国も同様に、新たな炭素強度削減の中期目標として、2020年までに2005年に比べて、GDP単位当たり

のエネルギー消費量を 40-45%削減する、という計画を会議が始まる前に公表していた。しかし、中国のエネルギー消費量が 2001 年から 2010 年の間に、アメリカの半分から世界最大に増大したこと⁴⁹、また、とりわけ中国の一次エネルギー消費における石炭の比率（2009 年現在）が 67%と非常に高くそれだけ CO₂ の排出が多いということが、世界的な懸念材料となっているため⁵⁰、特に、小島嶼国連合や環境 NGO から、実質的な削減を望む声が大きくなっていった。さらに、COP15 交渉の最終局面でアメリカのオバマ大統領は日本の鳩山首相も含む、先進工業国と途上国を含む二十数カ国が合意をはかった非公式会議に、中国から温家宝首相の代わりに外務部の役人を出席させ、会議中に本国から指示を得るために会議を幾度も中断させてしまうなど、国際交渉に対する真摯さの欠如という外交上の大失点をおかした⁵¹。

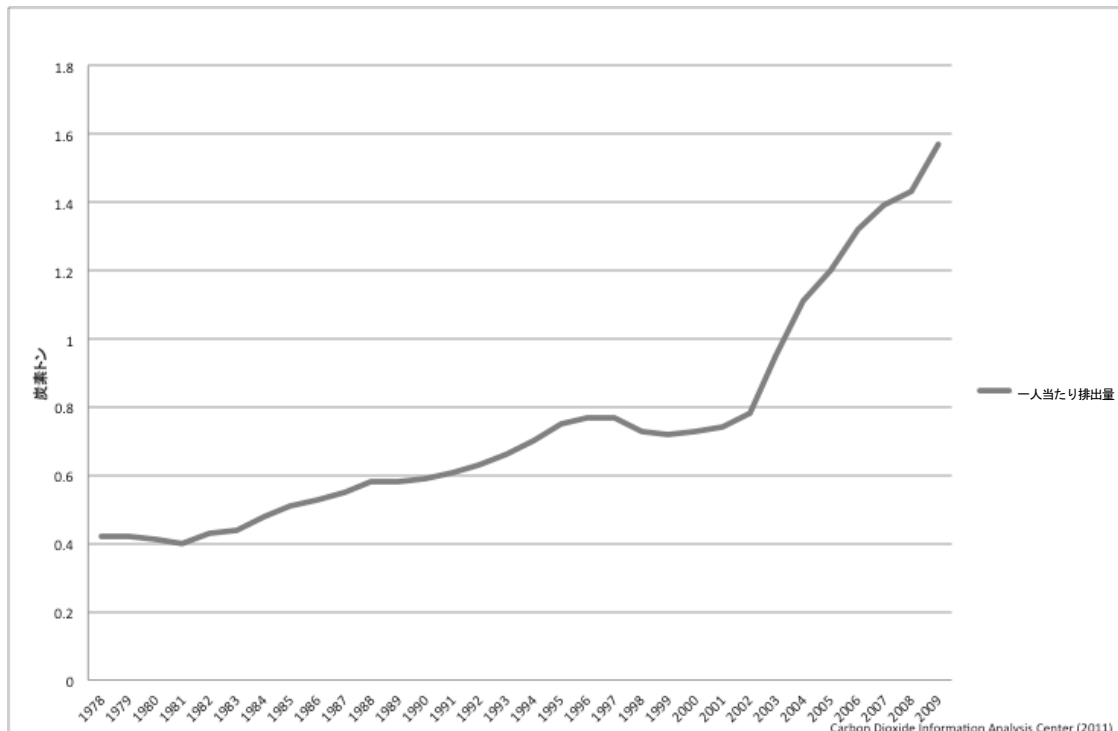
2010 年にメキシコのカンクンで開催された COP16/CMP6 では、すべての主要経済国—中国、米国、EU、インド、ブラジルを含む約 80 カ国—の温室効果ガス削減目標や削減活動へのコミットメント、先進工業国のみならず途上国の削減行動に対する監視・報告・検証と国際的な協議と分析メカニズムの制度化をはかること、グリーン気候基金の創設によって、2020 年まで年間 1000 億ドルの途上国支援など、コペンハーゲンの会議では決定が保留されたものが COP 決定として正式に採択された⁵²。しかし、最重要課題の京都議定書以降の法的拘束力のある国際協力の枠組の在り方や第二約束期間についての合意などは、南アフリカのダーバンで開催の COP17/CMP7 に先送りされた。これを受け、翌年、「ダーバン合意」に基づき、2015 年までには普遍的で法的拘束力のある国際協力の枠組みの合意形成を行って 20 年までの実施を目指すこととなった。また、2012 年にカタールのドーハで開催の COP18/CMP8 では、EU やオーストラリアを含む数十カ国が第二約束期間として削減義務期間延長を受け入れたが、日本とロシアは受け入れを拒んだ。さらに、ドーハ会議では、今後の国際合意形成交渉を一つの交渉トラックで進めることを決定した。

これまで見てきたように、国連を中心とした気候変動に関する国際会議において、中国を取り巻く環境はそれ以前とは大きく様変わりし、非常に厳しいものになっている。法的拘束力のある削減義務を回避する頑な中国の態度は、奇しくも胡錦濤時代の CO₂ の排出量の急増と重なり（図 2 参照）、先進工業国のみならず、気候変動に対して脆弱な途上国や環境 NGO の非難の的になりつつある。

図2 中国の化石燃料燃焼起因のCO₂総排出量（単位：百万トン）



さらに、胡錦濤時代には、CO₂の総排出量のみならず、一人当たりのCO₂排出量の急増も顕著になってきた（図3参照）。2004年の一人当たりのCO₂排出量（化石燃料燃焼起源）は、1.11トンで世界平均の1.21トンより少なかったものの、2006年には1.32トンとなり世界平均の1.27トンを上回った。さらに2009年には1.57トンと世界平均の1.28トンをさらに引き離している。同年の中国人一人当たりのCO₂の排出量は世界の69位（ちなみに日本は41位で2.37トン）であるが⁵³、経済が発達している沿岸部は欧米先進工業国並みだが、内陸部の少ない排出量分も算入されることによって全体の数値が比較的小さくなっている。これは、いわば中国国内の「南北問題」であり、国内の地域別に温室効果ガス排出量に基づいた削減義務の差異化をはかる必要性を示唆しているのではないだろうか。

図3 中国人一人当たり CO₂ 排出量 (単位: 炭素トン)

とはいうものの、まだ、国全体として中国人一人当たりの CO₂ 排出量は他の先進工業国に比べて少ないので、「共通だが差異のある責任」原則に基づいた中国の排出量削減義務回避の論理が破綻したとまでは言えないが、この議論の説得力が低下した事実是否めない。実際、小島嶼国やその他の脆弱な途上国から中国に対する実質的な温室効果ガスの削減を求める声が高まってきていて、G77 プラス中国の結束に亀裂が生じてきている。

こうした「中国たたき」にも似た状況に対して、中国の立場に立った反論もある。その基本的な論理は、中国から世界、特に、先進工業国に輸出されている工業製品等は、後者の国々の企業からのいわば外部委託生産であって、これらの国々は安い製品を中国から輸入するとともに中国で大量の温室効果ガスを排出している、というものである。事実、前述したように、中国の WTO 加盟後に急増した外国企業の中国進出と CO₂ 排出量急増には相関関係がある。ある研究では、2005 年における中国の CO₂ 排出量の三分の一は輸出品の製造によると算出している⁵⁴。確かに、経済のグローバル化の進展した世界では、生産拠点の広域化とそれに伴う「カーボン・フットプリント」(CO₂ 排出量)も世界中至るところに集中あるいは散在している。気候変動問題の解決には地球単位の思考法が不可欠である。とはいうものの、主権国家が依然として重要な主体である現代の国際社会では、具体的な政策の立案とその実施は各国政府に委ねられる。

そこで、以下に中国の気候変動政策で中心的な役割を担う関係省庁とその政策の核心的

な考え方を概観した上で、クリーン開発メカニズム（と再生可能エネルギー開発）と中国の利益について簡単にみておきたい。

（3）国内の気候変動政策決定過程

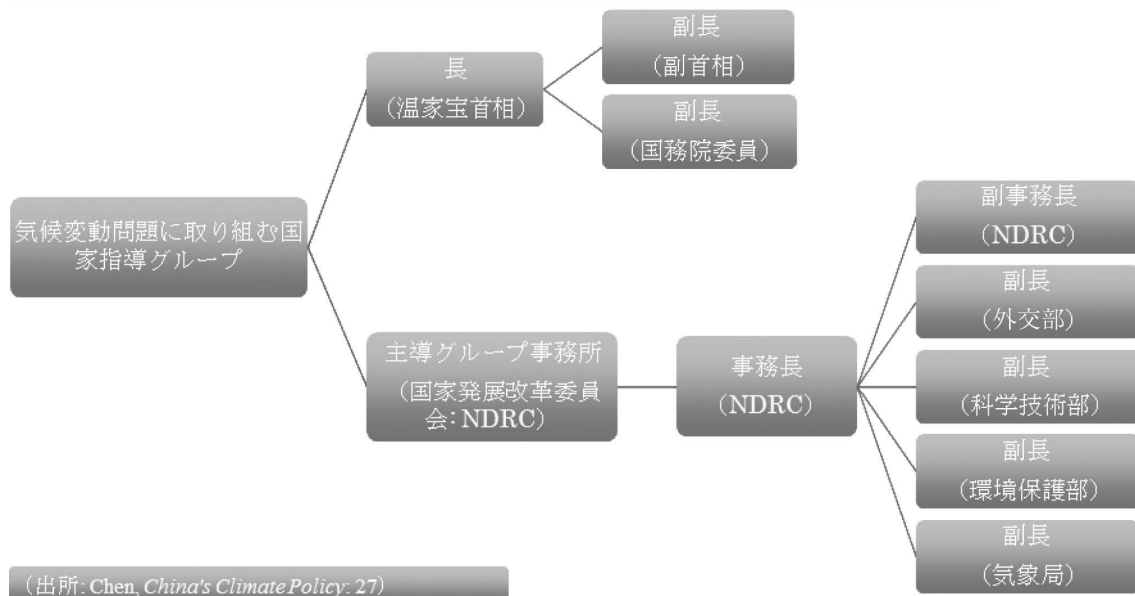
中国の気候変動政策制定やその実施について中心的な役割を果たすのは、環境保護部でも気象局でもなく、開発やエネルギー政策関連の省庁である。特に、マクロ経済およびエネルギー管理を統括する国家発展改革委員会（NDRC）が気候政策について大きな影響力を持っている⁵⁵。その次に外交部と科学技術部、国家気象局そして環境保護部などが位置付けられる。外交部は国際気候変動交渉に際して開発主権の擁護を、科学技術部は海外技術援助と技術移転を管轄し、NDRCを中心として「開発第一」の原則の下、国際交渉を自国に有利になるように推し進めている。

2007年6月以降、気候問題関係政府機関の間の政策協調をはかるために、新たに「気候変動問題に取り組む国家指導グループ」（National Leading Group to Address Climate Change）が立ち上がり、温家宝首相がその長になり、その下に二人の副長が置かれ、各々副首相と国務院委員がその任についた。しかし、実質的には、このグループの事務局が置かれたNDRCの委員長が実権を握り、その下に、それぞれNDRC（副事務長）そして外交部、科学技術部、環境保護部、気象局を代表する副長官が置かれた（図4参照）。

NDRCを核とした中国の気候政策は、前述の「後悔しない」戦略に基づいていて、自国の利益が及ぶ範囲内で国際協力枠組みを支持する、というものである。そしてNDRCの政策の核心はエネルギー安全保障と経済成長であり、この目的に適合する限りにおいて気候変動問題に対しても何らかの政策を採る、ということである。例えば、国内政策として再生可能エネルギー開発を促進する真の理由は、気候変動の緩和にあるのではなく、化石燃料の輸入を減らすというエネルギー安全保障戦略と経済成長を継続させるための新たな産業の育成戦略にあると言える。したがって、経済成長の妨げになるような規模の温室効果ガスの排出抑制は受け入れ難く、エネルギー効率を上げて生産性の向上をはかりつつ雇用創出になる限りにおいて、気候変動問題に関して国際的にも協力する、という立場である。世界の再生エネルギー利用は2005年から2009年にかけて230%増大し、2009年現在、世界人口の6%に当たる7500万世帯にエネルギーを供給していると言われている。中国は、2005年に第一次エネルギーの7.5%を水力も含めた再生エネルギーでまかなったが、2020年までにその比率を15%に押し上げて石炭への依存の軽減（4億トンの石炭の利用減少）と同時にCO₂の排出量の削減をはかろうとしている。中国は2009年に346億ドルを再生可能エネルギー投資に振り向け、G20諸国の間で最大の投資を行っている⁵⁶。太陽熱や風

力エネルギー利用に関しては、中国国内に巨大な市場が形成されている。しかし、太陽光発電の国内市場はまだ発展途上にある一方、海外輸出向けの中国の太陽光パネルは、世界市場を席卷していて、アメリカとの貿易摩擦を起こしている⁵⁷。確かに、中国の再生可能エネルギー利用は急拡大しているが、その第一義的目的はエネルギー安全保障の確保と新たな経済成長分野の開拓であり、気候変動対策の第二義的である。

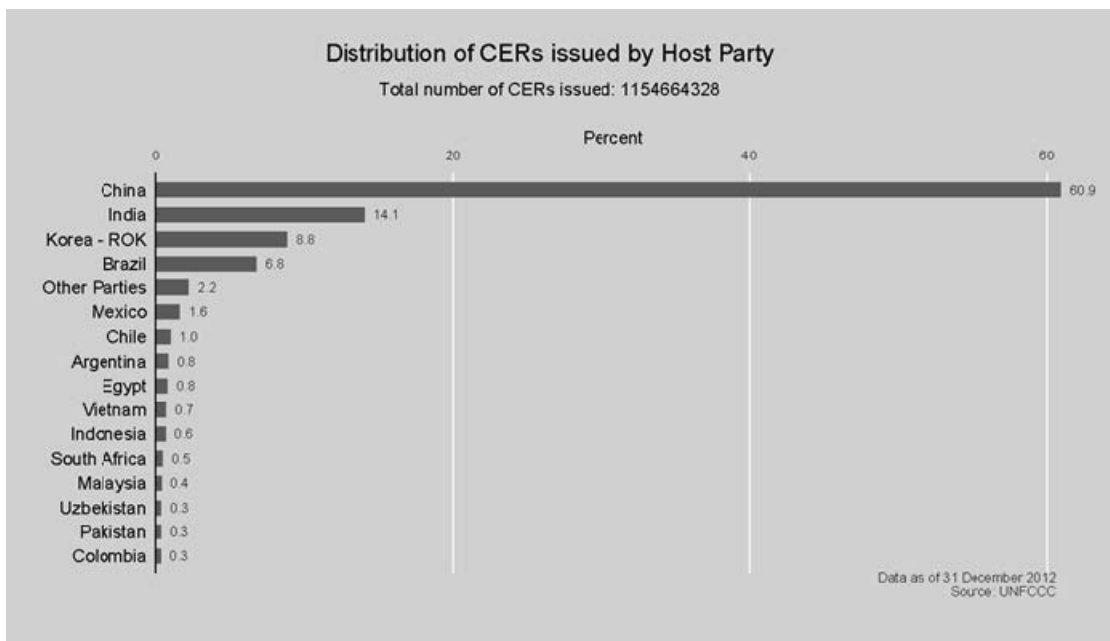
図-4 気候変動問題関係政府機関の間の政策調整メカニズム



同様のことは京都議定書の柔軟メカニズムであるクリーン開発メカニズム (CDM) を活用した「国際協力」についても言える。この CDM というのは、簡単に言って京都議定書で削減義務を負っている先進工業国と途上国間の共同プロジェクト (例: エネルギー効率が高く CO₂ の排出の少ない発電所建設) を通して、温室効果ガスの排出削減を目指すシステムである。先進工業国は、財政的支援あるいは技術移転の一環として共同プロジェクトを支援し、その共同プロジェクトから削減できた排出量を、支援の見返りとして認証排出削減(certified emission reductions: CERs) クレジットという形で国内削減努力の補完として獲得することができる。他方、途上国の方は、持続可能な発展にも資する技術移転などの恩恵を受ける。ただ当初、かなり問題となる CDM プロジェクトが横行し、実際の温室効果ガス削減への貢献が疑問視された。それは、ハイドロフルオロカーボン (HFC-23) 破壊 CDM プロジェクトで、強力な温室効果ガスである 1 トンの HFC-23 が CO₂ の 1 万 1700 トン分に相当することに注目して行われるものである。この HFC-23 は、断熱発泡剤や冷媒等に用いられるハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC-22) の製造過程で生成されるもの

であり、これを破壊することによって、CERs を獲得する事業である。しかし、HFC-23 破壊事業では大量にクレジットが発生するために CERs の市場価格を低下させてしまうこと、また、この CDM 事業の実施のためにホスト国には HCFC-22 を不必要に増産するインセンティブが働いてしまうことが問題となっている。さらに、HCFC 類は成層圏のオゾン層保護レジームでは規制対象物質に指定されているので、この CDM 事業はオゾン層レジームの目的達成を阻害する恐れがある⁵⁸。こうした問題から、HFC-23 破壊事業は、2004 年時点ですでに稼働している HCFC-22 生産工場に限る、といった規制が敷かれるようになった⁵⁹。いずれにせよ。こうしたプロジェクトを含め、中国は CDM の世界最大の受益者である。中国が 2012 年までに獲得した CERs クレジットは世界全体の 60%以上を占める（図 5 参照）。本来なら気候変動に対して脆弱な低開発国で多くの CDM 事業が行われるのが筋であろうが、大量に効率よくしかもコストのあまりかからない事業を求めて中国に CDM 事業が集中している。こうした点も、多くの途上国の中国に対する不信感を助長している。中国以外に多くの CDM 事業を受注している国は、インド（14.1%）、韓国（8.8%）、ブラジル（6.8%）で、以上の上位 4 カ国のみで実に全体の 90.6%を占める。気候変動は地球規模の問題なので、効率よく削減できるところで温室効果ガスを削減できるのなら、こうした偏りがあっても問題ないのだろうが、現行の CDM 事業が実際にどれほどの削減に繋がっているのか、小規模で効率が悪くても、CDM 事業を必要としているところで事業を行う必要があるのではないか、といった疑問は残る。

図 5 CDM 受け入れ国によって発行された認証排出削減の分布



CDM プロジェクトは、2010 年度の中国 GDP を 0.03%押し上げたのみであったが、2020 年には 0.34%、2030 年には 5.2%押し上げると予想される⁶⁰。CDM が中国の経済成長を促しつつ、気候変動問題解決に大いに貢献しているとは必ずしも言えない。しかし、中国にとっての CDM のメリットは多い。例えば、(1) 排出削減プロジェクトへの資金提供が得られる、(2) CERs を売って儲かる、(3) 環境にやさしい技術移転の新たな経路となる、(4) エネルギー効率の向上とエネルギー保全の改善に資する、(5) 地方の環境条件を改善する、(6) 所得と雇用機会の増大による貧困軽減に貢献する、というメリットがある。

4. 結論

世界第 2 位の経済大国になった胡錦濤時代の中国は、グローバル・ガバナンスにどのように参画しているのだろうか。中国に対する一般的な印象は、自国の利益のみを追求する世界の異端児で、既存の国際秩序を蔑ろにする大国である、というものかもしれない。しかし、本章の分析の枠組みによれば、問題領域において異なるものの、中国は、既存の国際制度を支持する、条件闘争的な（機会主義的）行動を取る、拒否国となる、という三つの行動パターンに基づいてグローバル・ガバナンスに参画する。第一に、経済のグローバル化と中国、第二に、国連を中心とした集団安全保障体制と中国について概観し、最後に、気候変動問題に対する中国の関わり方についてその行動パターンを詳細に跡づけた。

端的に言って、経済成長は共産党の一元独裁体制を維持するために不可欠であるので、中国は、既存の国際経済秩序を支持する立場に立つとともに、輸出産業の維持のために元の価値の切り上げには消極的である。他方、国際安全保障体制への関わりについては、主権の擁護と内政不干渉の立場から武力行使を伴う「人道的介入」には拒否権を行使するあるいは棄権する、という慎重な態度を取る傾向にある。習近平時代も同様の政策の選択をするものと考えられる。他方、中国は責任ある大国として国連平和維持活動（PKO）を通しての国際貢献に関心を示している。新政権においても国連 PKO には積極的に参加するものと予想される。

最後に、気候変動問題に関しては、胡錦濤政権時代以前と同政権時代を通して、気候レジームを支持しつつ、自国の利益が得られる範囲内で国際的に協力する、という機会主義的な行動パターンを終始一貫して取ってきた。「共通だが差異のある責任」原則を拠り所に、法的拘束力のある温室効果ガス排出削減義務の受け入れを、途上国の利益を代弁しながら、頑なに反対してきた。しかし、胡錦濤時代に中国全体の CO₂ の排出量と一人当たりの排出量が急増して、これまでの原則論が説得力を欠くものになるとともに、CDM の最大の受益者にもなっているので、先進工業国のみならず、途上国からも実質的な削減義務を負う

ように中国に対して圧力がかかっている。しかし、中国の気候変動政策は、エネルギー安全保障の確保と「開発第一」ならびに「経済成長」追求の至上命題によって規定されているので、新たな国際協力の枠組みを交渉する際、中国が先進工業国と同等の削減義務を負うとは考えにくく、これまでのような条件闘争を繰り返すと考えられる。中国国内の政策の優先順位に変化がない限り、習近平時代になっても気候変動問題に関しては、これまでと同じように機会主義的な態度をとるであろう。

—注—

- 1 Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1995). (グローバル・ガバナンス委員会『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして—』(NHK出版、1995年)。
- 2 *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations* (Lynne Rienner Publishers, Vol. 1, No.1, Winter 1995).
- 3 James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).
- 4 Frank Biermann and Philipp Pattberg, *Global Environmental Governance Reconsidered* (Cambridge, MA: The MIT Press, 2012).
- 5 Oran R. Young, ed., *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience* (Cambridge, MA: The MIT Press, 1997).
- 6 Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood* : 2.
- 7 Olson Mancur, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1965).
- 8 中新世時代の地球平均気温は、現在に比べて3℃から6℃高く、海は酸性で、極地の氷冠はなく、海面は今より25〜40m高かった(ローレンス・C・スミス『2050年の世界地図—迫りくるニュー・ノースの時代』(NHK出版、2012年)44頁)。
- 9 Garret Hardin, “The Tragedy of the Commons.” *Science*. Vol. 162 (13 December 1968), pp.1243-1248.
- 10 James Fallows, “Containing Japan,” *The Atlantic Monthly*. Volume 263, No. 5 (May 1989), pp.40-55.
- 11 Anne-Marie Slaughter, *A New World Order* (Princeton: Princeton University Press, 2004).
- 12 毛里和子、加藤千洋、美根慶樹『21世紀の中国 政治・社会編—共産党独裁を揺るがす格差と矛盾の構造』(朝日新聞出版、2012年)。
- 13 この節の内容は、平成23年度外務省国際問題調査研究・提言事業である『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』(財団法人日本国際問題研究所、2012年)の議論に負うところが大きい。特に、研究主査の納家政嗣先生の議論を参照した(前掲書: 1-18頁)。
- 14 D. Wilson and R. Purushothaman, “Dreaming with BRICs: The Path to 2050.” *Goldman Sachs Global Economics Paper*, No. 99 (2003).
- 15 大橋英夫「新興国をめぐる成長パラダイムの転換—国際経済システムへのインパクト—」『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』77-78頁。
- 16 和田洋典「新興国の挑戦と国際マクロ経済ガバナンスの行方」同上、132-138頁。
- 17 定形衛「旧ユーゴ紛争と平和構築の課題」『国際問題』No. 567 (2007年9月) 34-42頁。
- 18 前掲書、39頁。
- 19 増田雅之「中国の国連PKO政策と兵員・部隊派遣をめぐる文脈変遷—国際貢献・責任論の萌芽と政策展開—」防衛研究所紀要、第13巻、第2号(2011年1月)、1-24頁。茅原郁生、美根慶樹『21世紀の中国 軍事外交編—軍事大国化する中国の現状と戦略』(朝日新聞出版、2012年)特に第7章。
- 20 江沢民「在安保理首脳会議上の講和」『中華人民共和国国務院公報』2000年第32期: 9 (増田、前掲書からの引用)。
- 21 東大作「グローバルな『平和執行・平和維持活動』と『新興国』の台頭」『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』、195-210頁。
- 22 ロイター通信、「対シリア安保理決議は再び否決、中ロが拒否権行使」2012年02月5日。
<<http://jp.reuters.com/article/idJPTYE81K27Z20120205>>2012年2月14日アクセス。
- 23 茅原、美根『21世紀の中国 軍事外交編』203-205頁。

- ²⁴ 『人民日報』2004年11月15日[茅原、美根、(前掲書:208頁)]からの引用。
- ²⁵ 増田「中国の国連PKO政策と兵員・部隊派遣をめぐる文脈変遷—国際貢献・責任論の萌芽と政策展開—」。
- ²⁶ スーダン西部のダルフルでのスーダン政府軍の反政府軍攻撃を止めるために、国連安保理は幾度となく決議案を採択したが、それらの決議案が制裁措置や武力行使を示唆するものであれば、中国は棄権している。さらに、2006年8月、国連安保理がダルフルへの国連PKOミッション展開の決議案にも、スーダン政府の合意がないということで、中国は棄権している。しかし、こうした中国の行動に対する国際社会の批判(スーダンの石油を輸入している中国の利益を優先したスーダン支援という批判など)に応えるべく、中国は国連事務総長等が担ってきた紛争解決のための「仲介者」のように、スーダン政府に働きかけて、アフリカ連合(AU)・国連ダルフル合同平和維持活動(UNAMID)の受け入れを実現させた。こうした行動に対して、中国国内の専門家が、「人道的介入」規範と中国が自らに課している「国家主権の尊重や内政不干涉など」の原則論との間の折衷的アプローチとして、「創造的介入」という概念を提示していることは、非常に興味深い(増田、前掲書:19-23頁)。
- ²⁷ Pamela S. Chasek, David L. Downie, Janet Welsh Brown, *Global Environmental Politics*, Fifth Edition. (Boulder CO: Westview Press, 2010). その他、Detlef F. Sprinz and Martin Wei ß, “Domestic Politics and Global Climate Change” in Urs Luterbacher and Detlef F. Sprinz eds., *International Relations and Global Climate Change* (Cambridge, MA: MIT Press, 2001: 67-94) は、国の生態系的(気候変動に対する)脆弱性の大小と(気候変動の)緩和費用の多寡によって、国の国際交渉の立場が、レジームの推進者(pushers)、中間派(intermediates)、傍観者(bystanders)、そして妨害者(draggers)に分かれる、と想定している。
- ²⁸ フロンガスの用途は広く、ビルの空調器などの大型の冷媒や断熱材の発泡剤(CFC-11)、家庭用冷蔵庫、自動車のクーラー、自動販売機の冷媒(CFC-12)、そして電子機器や精密機器の洗浄剤(CFC-113)等。
- ²⁹ ウィーン条約交渉時の指導国連合は、国内ですでにスプレーの噴霧剤にフロンガスの使用を禁じていたアメリカと北欧諸国で、技術的対応の遅れていたEC、日本、ソ連は拒否国連合を形成していた。しかし、極地域の上空にオゾンホールが観測されるとか、アメリカやヨーロッパの化学会社によってフロンガスの代替フロン(ハイドロクロロフルオロカーボン: HCFCs)の製造が可能になるにしたがって、拒否国連合がレジーム指導国に態度を変えることによって、国際的に成層圏のオゾン層破壊物質を規制するという画期的な議定書が採択された(Chasek et al. *Global Environmental Politics*: 164-6)。
- ³⁰ Chasek et al.前掲書: 168。
- ³¹ Chasek et al.前掲書: 67。
- ³² 「環境と開発に関するリオ宣言」[第2原則] 各国は、国連憲章及び国際法の原則に則り、自国の環境及び開発政策に従って、自国の資源を開発する主権的権利及びその管轄又は支配下における活動が他の国、又は自国の管轄権の限界を超えた地域の環境に損害を与えないようにする責任を有する(環境庁・外務省監訳『アジェンダ21実施計画1997』(エネルギージャーナル社、1997年)。
- ³³ Gang Chen, *China's Climate Policy* (London: Routledge, 2012), p.6.
- ³⁴ Beijing Ministerial Declaration on Environment and Development, Beijing, 19 June 1991.
- ³⁵ Michael Grubb with Christiaan Vrolijk and Duncan Brack, *The Kyoto Protocol: A Guide and Assessment* (London: RIIA and Earthscan, 1999), p.36.
- ³⁶ 実は、G77には、それぞれ異なった利害や経済発展段階の国々が含まれている。例えば、小島嶼国連合(AOSIS)、石油輸出国機構(OPEC)諸国そしてその他多くの比較的発展の遅れた途上国、その反対に、ブラジル、中国、インドあるいはインドネシアのように比較的経済発展を遂げている途上国もあって、後述するように、京都議定書の第一約束機関以降の中長期削減目標制定に向けての交渉では、G77に所属する途上国の足並みが乱れてきている。
- ³⁷ Chen, *China's Climate Policy*, p. 6.
- ³⁸ Paul G. Harris ed., *Climate Change and Foreign Policy: Case Studies from East to West* (London: Routledge, 2009), pp.59.
- ³⁹ Harris ed., *ibid.*
- ⁴⁰ Grubb, *The Kyoto Protocol*: pp.95-96.
- ⁴¹ Harris, *Climate Change and Foreign Policy*: 59; Chen, *China's Climate Policy*: p.100.
- ⁴² MEFには、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、南アフリカ、英国そして米国の17カ国と地域、さらにCOP15の開催国であるデンマークと国連代表が参加している。2009年の10月20日までには会合が5回開催されている。<<http://www.state.gov/g/oes/climate/mem>>2010年3月15日アクセス。
- ⁴³ Chen, *China's Climate Policy*: p.9.
- ⁴⁴ 松本泰子、太田宏、蟹江憲史「欧州における長期目標設定過程とその政治的背景—科学と政治のインタラクション—」『季刊環境研究』第138号(2005年)、93-101頁。
- ⁴⁵ Chen, *China's Climate Policy*: p.9.

- 46 National Development and Reform Commission (NDRC), “China’s National Climate Change Policy”: 26.
<<http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File188.pdf>>2013年1月31日アクセス。
- 47 Joanna I. Lewis, “China’s Strategic Priorities in International Climate Change Negotiations.” *The Washington Quarterly*, Vol. 31, No. 1 (Winter 2007-08 (pp.155-174)), p.156.
- 48 Carbon Dioxide Information Analysis Center (CDIAC),
<http://cdiac.ornl.gov/trends/emis/meth_reg.html>2013年2月17日アクセス。
- 49 Chen, *China’s Climate Policy*, p.20.
- 50 太田宏「新興国の台頭とグローバル・コモンズのガバナンス：中国の『新エネルギー危機』への対応」
『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』（2012年）150-151頁。
- 51 Mark Lynas, “How do I know China wrecked the Copenhagen deal? I was in the Room.” *The Guardian*.
<<http://www.guardian.co.uk/environment/2009/dec/22/copenhagen-climate-change-mark-lynas>>2013年1月31日アクセス。
- 52 The United Nations/UNFCCC, *Decision 1/CP.16* “The Cancun Agreements: Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on long-term Cooperative Action under the Convention,” FCCC/CP/2010/7/Add.1.
<<http://cdiac.ornl.gov/trends/emis/top2009.cap>>2013年2月18日アクセス。
- 53 Chen, *China’s Climate Policy*, p.22. 例えば、Christopher Weber, Glen Peters, Dabo Guan, Klaus Hubacek,
“The Contribution of Chinese Exports to Climate Change.” *Energy Policy*, Vol. 36: 3572-7 を参照。
- 54 以下の記述は、特段の断りがない限り、Chen (Chapter Three China’s Energy and Environmental
Bureaucracy in *China’s Climate Policy*, 24-34)を参照した。
- 55 Chen, 前掲書: pp.46-48.; 太田「新興国の台頭とグローバル・コモンズのガバナンス」、153-156頁。
- 56 太田、前掲書。
- 57 松本泰子「地球環境レジーム間の政策矛盾と因果メカニズム—HFC-23 破壊 CDM 事業の事例」『環境
経済・政策研究』Vol. 1, No.1 (2007年)、54-64頁。
- 58 財団法人地球環境センター「HFC23 回収・破壊プロジェクト」
<<http://gec.jp/gec/JP/Activities/cdm/copmop/hfc23.pdf>>2013年2月20日アクセス。
- 59 Chen, *China’s Climate Policy*, p.41.